### 稲城市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定

稲城市(以下「甲」という。)と社会福祉法人稲城市社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、稲城市内に災害(地震等の大規模な災害を含む。以下同じ。)が発生した場合における協力体制に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、稲城市地域防災計画に基づき、稲城市内に災害が発生した場合における稲城市災害ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)の設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割、協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、稲城市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)において、次に掲げる事項につき協力が必要と判断した場合は、乙にその旨を要請し、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報及び被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。
  - (1) ボランティアセンターの設置及び運営に関すること
  - (2) 乙が所有する車両、資機材等の貸与に関すること
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、乙の協力が必要であると災害対策本部が判断した事項
- 2 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、可能な限りこれに協力し、措置を講じるものとする。

(要請の手続)

第3条 前条第1項の規定による要請は、要請書(様式)により行うものとする。 ただし、特に緊急を要すると認められる場合は、甲は、口頭、電話等により乙に 要請し、後日甲から乙に対する要請書の送付をもって処理するものとする。

(ボランティアセンターの設置)

第4条 乙は、前条の規定により要請があった場合は、稲城市立稲城第一中学校グラウンドにボランティアセンターを設置するものとする。

(ボランティアセンターの運営)

- 第5条 乙は、「稲城市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、 災害ボランティア、他市の社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター、そ の他地域の関係機関・団体等の協力のもと、運営を行うものとする。
- 2 甲は、乙がボランティアセンターを設置した場合、乙との連絡調整に係る担当 者を配置し、速やかに連絡体制を整えるものとする。
- 3 乙は、ボランティアセンターの円滑な運営を確保することが困難であると認め られるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(ボランティアセンターの業務)

- 第6条 ボランティアセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 被災情報の把握
  - (2) ボランティアニーズの把握
  - (3) 災害ボランティアの募集及び受付
  - (4) 災害ボランティア活動の情報発信
  - (5) ボランティアセンター及び災害ボランティア活動に関する各種相談及び問 合わせへの対応
  - (6) ボランティア活動保険の加入手続
  - (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達、貸出、保管及び 管理
  - (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
  - (9) 災害対策本部等との次に掲げる情報の共有
    - ① 被災状況及び避難情報
    - ② インフラ等の復旧計画及び復旧情報
    - ③ ボランティアによる支援活動の状況
    - ④ 特に支援を必要とする者の情報(共有の内容、範囲等は別に定める。)
    - ⑤ その他災害ボランティア活動に必要と甲及び乙が認める情報
  - 10 関係機関・団体との間の連絡、調整、仲介等
  - (11) その他ボランティアセンターの活動に必要な業務

(甲の支援)

第7条 甲は、ボランティアセンターの速やかな設置及び円滑な運営について、乙

から協力を求められた場合、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 必要な人員の派遣に関すること
- (2) 被災状況、避難情報、協力要請事項等についての情報提供に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ボランティアセンター設置運営に当たり、必要と認める事項

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互 に協力して確保するものとする。

(委託契約)

第9条 甲は、乙が設置、運営するボランティアセンターのボランティア活動等について、別に定める「ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に係る事務(等)に関する委託契約書」に基づき、委託契約を行うものとする。

(ボランティアセンターの閉鎖)

第10条 ボランティアセンターの閉鎖は、災害復旧状況を考慮し、甲及び乙の協議 の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第11条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対 する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第12条 甲は、乙にボランティアセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第13条 この協定の発効に当たり、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者(相手方との連絡、連携等を主に行う者をいう。)を別に定め、相手方に通知するものとする。

(平時の協力体制)

- 第14条 甲及び乙は、災害時に迅速かつ円滑にボランティアセンターの設置及び運営ができるよう、平時から相互に連携した取組に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、平時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・ 団体等との良好な関係の維持に努め、ボランティアセンターの運営等の災害時に おける連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防 災訓練等の際に、相互に協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主 防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その 都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

- 第16条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。
- 2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、この協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

甲乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年4月1日

#### (甲) 稲城市

代表者 稲城市長 髙 橋 勝 浩

#### (乙) 稲城市百村7番地

社会福祉法人稲城市社会福祉協議会 会長 石 井 律 夫

年 月 日

## 要請書

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会 会 長 殿

稲城市災害対策本部長 稲城市長

稲城市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定第3条に基づき、下記のとおり要請いたします。

要	請		理	由														
要	請		日	時				年	月	日		時	Ê	7	जे			
要	請	Ø	内	容														
そ	の他	連	絡 事	項														
_					担	当	課	氏		名	電	話	•	F	A	X	番	号
連	絡	責	任	者	消	防 本	部				Tel		_	-				
					防	災	課				FAX		_	-		_		

# ○連絡責任者

所属	連絡責任者	優先順位	連絡先					
稲城市	防災課	第1優先	電話 042-377-7119 FAX 042-377-0119 メール: shoubousai@city.inagi.lg.jp					
消防本部	防災係長   (役職指定)	第2優先	MCA 無線機 119					
		第3優先	衛星電話 090-2732-8694					
稲 城 市   社 会 福 祉   協 議 会	地域福祉主査	第1優先	電話 042-378-3800 FAX 042-378-4999 メール: vc@inagishakyo.org					
MH MX A	(役職指定)	第2優先	MCA 無線機 506					

令和3年4月1日現在